

三郷市景観条例骨子素案 一覧表

目次	条	項目	内容	景観計画に規定されている内容	法令に基づき規定するもの	条例で法令に関連付ける項目があるもの
前文				×	×	×
第1章 総則	第1条	目的	条例の内容の策定方針について	○（基本計画がベース）	×	×
	第2条	基本理念	市民、事業者及び市が良好な景観形成を推進するための基本的な考え方について	×	×	×
	第3条	市の役割	良好な景観形成を推進するために、市の役割について	×	×	×
	第4条	事業者の役割	良好な景観形成を推進するために、事業者の役割について	×	×	×
	第5条	市民の役割	良好な景観形成を推進するために、市民の役割について	×	×	×
	第6条	定義	本条例で使用する用語について	△（一部定義済み）	×	×
第2章 景観計画の手続等	第7条	景観計画	三郷市景観計画の位置づけを明らかにするとともに、三郷市景観計画の変更を行うときの三郷市景観審議会の役割について	△（区域のみ）	×	○
	第8条	重点地区	重点地区の意義等について	△（区域のみ）	×	×
	第9条	重点地区景観協議会	重点地区景観協議会の意義等について	△（位置づけのみ）	×	○
	第10条	届出対象行為	法第16条第1項の行為について	○	○	×
	第11条	届出を要しない行為	法第16条第1項及び第2項の届出が必要な行為について	○	○	×
	第12条	行為の届出に添付する図書	法第16条第1項の届出行為が必要な行為で必要とされる図書について	×	○	×
	第13条	特定届出対象行為	法第17条第1項及び第5項に規定する命令行為を行うことのできる届出行為について	×	○	×
	第14条	事前協議	法定届出を行う前に事前協議を行うことについて	△（方針のみ）	×	○
	第15条	届出の特例	事前協議で適合する旨を回答した行為について、行為着手制限の日数を短縮することについて	×	×	○
	第16条	指導又は助言	事前協議又は法定届出の内容が三郷市景観計画に適合しているかの判断、そして、それに適合しないと認めるときに、行為を行った者に対し指導又は助言を行うことについて	△（方針のみ）	×	×
	第17条	重点地区景観協議会が組織された重点地区の事前協議	重点地区景観協議会が組織された重点地区では、三郷市景観計画の定めにより、事前協議の提出先が重点地区景観協議会の協議会会長となることについて	○	×	×
	第18条	勧告及び命令	法に規定する勧告又は命令に当該者が従わないときは公表すること、勧告又は命令若しくは公表を行うときは三郷市景観審議会の意見を聴くことについて	×	×	○
	第19条	勧告及び命令の適用除外	埼玉県景観条例（旧条例）の適合を受けた建築物等は、外観を変更することとなる色彩の変更で正当な理由によるもの限り、前条の規定を適用しないことについて	×	×	○（県条例含む）
	第20条	適合書の交付等	事前協議又は法定協議における適合書の交付、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の建築の申請の制限について	△（方針のみ）	×	○（建基法含む）
第21条	完了検査等	完了検査の実施について	△（方針のみ）	×	×	
第3章 景観形成の推進方策	第22条	公共事業景観ガイドライン	良好な景観形成の先導的な規範を示す、公共事業景観ガイドラインを策定することについて	△（方針のみ）	×	×
	第23条	景観まちづくり活動	市民及び事業者が、一定の地区における良好な景観形成を推進するための活動を自主的に行うことを目的として組織を、団体として認定することについて	△（方針のみ）	×	×
	第24条	表彰	良好な景観形成に寄与している物、良好な景観形成に関する活動又は貢献をしている者を表彰することについて	△（方針のみ）	×	×
	第25条	景観アドバイザー	専門的知識を有する者として、景観アドバイザーを指定することについて	△（方針のみ）	×	×
第4章 景観審議会	第26条	景観審議会	良好な景観の形成に関する重要事項について審議する第三者機関として、三郷市景観審議会を設置することについて	△（方針のみ）	×	×
	第27条	景観審議会の審議事項等	三郷市景観審議会で審議する事項等について	×	×	○
第5章 雑則	第28条	委任	本条例の施行について必要な事項は、規則で定めることについて	×	×	×
附則	1	施行期日	本条例の施行日が平成23年4月1日であることについて	×	×	×